

天理市訓令甲第2号

天理市事務処理規程（昭和40年1月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

第2条第10号中「保育所長」の次に「、幼稚園長」を加え、同号を同条第11号とし、同条第7号から同条第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号。以下この条において「規則」という。）」を「規則」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「部の長」の次に「並びに規則第34条第1項に規定する局長」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 局 天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号。以下この条において「規則」という。）第2条に規定する局をいう。

第5条第3項を削る。

第7条第2項中「置く部」及び「置かない部」の次に「又は局」を加える。

第7条の2中「置く部」及び「置かない部」の次に「又は局」を加える。

第12条第1号中「人事又は事務改善課長」を「人事課長」に改める。

別表1備考を次のように改める。

備考

- 1 規則第2条に規定する室及び特定の係に係る事務を担当する課長を置く場合にあっては、当該室及び係に係る専決事項については、当該課長限りで専決するものとする。
- 2 局に置く課に係る専決事項については、当該局の局長又は課の課長限りで専決するものとする。

別表2情報政策課の項中

「

AI及びRPAの導入及び利活用	AI及びRPAの導入に関すること。	AI及びRPAの利活用に関すること。
-----------------	-------------------	--------------------

を

」

「

AI及びRPAの導入及び利活用	AI及びRPAの導入に関すること。	AI及びRPAの利活用に関すること。
マイナンバーの利活用		マイナンバーの利活用に係る庁内の連絡調整に関すること。

に改め、

」

同表市民課の項中

「

個人番号		個人番号及び個人番号カードに関すること。
------	--	----------------------

を

」

「

マイナンバー		マイナンバーの指定及びマイナンバーカードの交付、更新等及び付随する手続並びに電子証明書が発行等に関すること。
--------	--	--

に改め、

」

同表子ども未来課の項を次のように改める。

子ども未来課	子どものための教育・保育給付及び子育てのた		子どものための教育・保育給付及び子育てのた
--------	-----------------------	--	-----------------------

めの施設等利用 給付		ための施設等利 用給付の事務に 関すること。
入所選考		保育所、こど も園及び小規模 保育事業所の入 所決定及び入所 保留の決定に関 すること。
保育料	保育料の減免 に関すること。	保育料の決定 に関すること。
保育の実施	保育の実施に 係る重要な事項 の決定及び中止 に関すること。	保育所、こど も園及び幼稚園 との連絡調整及 び保育の実施に 係る軽易な事項 の決定及び中止 に関すること。
指導及び助言	保育所、こど も園及び幼稚園 に対する重要な 事項の指導及び 助言に関すること。	保育所、こど も園及び幼稚園 に対する軽易な 事項の指導及び 助言に関すること。
修繕及び整備	保育所、こど も園及び幼稚園 の大規模な修繕 及び整備に関す	保育所、こど も園及び幼稚園 の小規模な修繕 及び整備に関す

		ること。	ること。
	幼稚園及び保育所の連携等の推進	幼稚園及び保育所の連携等に係る企画及び立案に関すること。	幼稚園及び保育所の連携等に係る調査及び研究に関すること。

別表第2 環境政策課の項中

「

地球温暖化防止		環境マネジメントシステムに関すること。
---------	--	---------------------

を

「

地球温暖化防止		環境マネジメントシステムに関すること。
専用水道		専用水道に関すること。
食品ロス		食品ロスの削減の推進に関すること。

に改め、

同表備考を次のように改める。

備考

- 1 規則第2条に規定する室及び特定の係に係る事務を担当する課長を置く場合にあっては、当該室及び係に係る専決事項については、当該課長限りで専決するものとする。
- 2 局に置く課に係る専決事項については、当該局の局長又は課の課長限りで専決するものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。